

【4月1日】時点における保護者等の状況及び課税証明書等については、次のとおりです。

2 保護者等の収入の状況について ①～⑦のいずれかの□に☑を付けてください。

2-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

親権者がいる場合	①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	両親分の課税証明書等を添付する場合 ※ 両親の生活保護受給証明書を添付する場合があります。
		<input type="checkbox"/> 親権者1名分	親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの該当する項目に☑を付けてください。
		<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割が課税されていない場合
親権者がいない場合		<input type="checkbox"/> ウ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
	③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人【 】名分	左の【 】欄には未成年後見人の人数を記入してください。 親権者が存在せず、家庭裁判所等により未成年後見人が選任されている場合（法人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者は除きます。） ※ 法的に選任を受けていない場合は、④に該当します。
	④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等 ※ 生計を維持していることの証明として、健康保険証の写し等が必要です。
	⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

2-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

保護者等の氏名	生徒との続柄	保護者等の氏名	生徒との続柄
● ● ● ●	父 母 その他 ()	● ● ● ●	父・母

※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。（再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、実親と再婚した場合は除きます。）